

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
つがる森林組合
青森県西津軽郡繻ヶ沢町北浮田町字平野157
2. 指名停止措置期間
平成25年1月8日から平成25年2月7日まで（1ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事実概要：
つがる森林組合は、東北森林管理局津軽森林管理署長と平成24年6月20日締結した製品生産事業請負及び造林事業請負において、区域表示を見落とし事業区域外のスギ生立木35本53.08m³を誤伐した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070